

一般事業主行動計画

1.計画期間

2025年4月1日～2030年3月31日までの5年間

2.内容

目標1： 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性従業員・・・取得率を50%以上にする

<対策>

- 令和7年4月～ 男性従業員への産後パパ育休制度 再周知
- 令和7年4月～ 男性従業員への育児休業取得を促進
- 令和8年4月～ 各部署における休業者の業務カバー体制の検討
(代替要因の確保、業務体制の見直し)・実施

目標2： 育児休業を取得予定の従業員及び育児休業から復職した従業員に
対するメンター制度導入

<対策>

- 令和7年8月～ 対象とする従業員に対して能力向上、キャリア形成を
支援するためのカウンセリング
- 令和8年4月～ 運用ルールの検討、メンター選定

目標3： 全社員の月平均時間外労働時間 10時間未満とする

<対策>

- 令和7年4月～ 業務体制構築※原因の分析等を行う
- 令和7年4月～ 応受援体制強化